

# 定例会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和5年第2回市議会定例会提出予定議案 -----	1
予算関係	
2 令和5(2023)年度各会計補正予算総括表 -----	2
3 令和5(2023)年度各会計補正予算の内訳 -----	3～7
4 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内容 -----	8～16
条例関係	
5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子 -----	17～25

# 1 令和5年第2回市議会定例会提出予定議案

## (議案)

- 1 令和5(2023)年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】
- 2 令和5(2023)年度函館市港湾事業特別会計補正予算 【港湾空港部】
- 3 令和5(2023)年度函館市介護保険事業特別会計補正予算 【保健福祉部】
- 4 令和5(2023)年度函館市交通事業会計補正予算 【企業局】
- 5 令和5(2023)年度函館市病院事業会計補正予算 【病院局】
- 6 一般職の職員の給与に関する条例および函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【総務部】
- 7 函館市税条例の一部改正について 【財務部】
- 8 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 【保健福祉部ほか】
- 9 函館市消費生活センター条例の一部改正について 【市民部】
- 10 函館市営住宅条例の一部改正について 【都市建設部】

## (報告)

- 1 定期監査, 随時監査(工事監査), 行政監査および例月現金出納検査報告 【監査事務局】

## 2 令和5(2023)年度各会計補正予算 総括表

(単位:千円)

会計区分			補正前	補正額	補正後
一 一般会計			144,606,066	4,232,652	148,838,718
特別会計	港湾事業		2,671,000	18,237	2,689,237
	国民健康保険事業		27,707,518		27,707,518
	自転車競走事業		31,158,827		31,158,827
	奨学資金		20,275		20,275
	地方卸売市場事業		481,000		481,000
	介護保険事業		32,301,436	1,061,304	33,362,740
	発電事業		4,500		4,500
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		129,171		129,171
	後期高齢者医療事業		4,690,105		4,690,105
	小計		99,163,832	1,079,541	100,243,373
企業会計	水道事業	収入	6,695,728		6,695,728
		支出	8,207,645		8,207,645
	公共下水道事業	収入	11,361,314		11,361,314
		支出	12,843,966		12,843,966
	交通事業	収入	1,890,469	40,586	1,931,055
	支出	2,302,830	37,255	2,340,085	
病院事業	収入	25,847,879	78,107	25,925,986	
	支出	26,147,532	78,107	26,225,639	
小計		収入	45,795,390	118,693	45,914,083
		支出	49,501,973	115,362	49,617,335
合計		収入	289,565,288	5,430,886	294,996,174
		支出	293,271,871	5,427,555	298,699,426

### 3 令和5(2023)年度各会計補正予算の内訳

【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
議会費	350,513	3,005	353,518	・ 議会運営費増 3,005
総務費	5,841,635	55,648	5,897,283	・ インクルージョン推進経費 400 ・ 町会活性化推進事業費増 795 ・ 町会備品設備整備費補助金増 600 ・ 町会会館建設費等補助金増 2,500 ・ 地域安全安心促進交付金増 870 ・ 特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金 1,000 ・ 市長と女性の意見交換会開催経費 300 ・ 新幹線函館駅乗り入れ検討調査費 37,737 ・ 看護系大学等設置検討調査費 300 ・ 南茅部地域世界遺産活用支援事業費 5,737 ・ 消費生活向上等推進費増(3,209)ほか 5,409
民生費	56,978,562	473,520	57,452,082	・ 小学校入学祝金給付準備経費 8,564 ・ ヤングケアラー実態調査費 3,400 ・ ヤングケアラーシンポジウム開催経費 1,000 ・ 保育士等確保対策事業費 1,330 ・ 第2子以降保育料無償化準備経費 886 ・ 地域放課後児童健全育成事業費増 33,240 ・ 介護人材地域定着対策事業費 2,138 ・ 介護人材養成活動支援事業費 1,500 ・ 補助金等返還金増(603,351)ほか 609,115 ・ 介護保険事業特別会計繰出金減 ▲ 187,653
衛生費	13,869,053	663,468	14,532,521	・ がん検診事業費増 8,463 ・ がん検診受診促進・普及啓発等関係経費増 726 ・ 医療用ウィッグ購入助成事業費 2,106 ・ 公衆浴場経営安定化事業補助金増 8,210 ・ 公衆浴場設備整備事業補助金 1,500 ・ 地域猫不妊去勢手術費補助金 1,580 ・ 地球温暖化防止対策費増 3,067 ・ 補助金等返還金(622,927)ほか 637,816
労働費	142,320	6,249	148,569	・ はこだてエリア企業採用情報発信支援事業費増 3,365 ・ 奨学金返還支援事業費 2,884
農林水産費	1,363,224	70,680	1,433,904	・ 農業法人参入支援事業費 3,742 ・ 新規就農促進補助金増 7,125 ・ 持続的畑作生産体系確立支援事業費補助金 450 ・ ウニ蓄養試験調査事業費 9,363 ・ 天然コンブ資源回復緊急対策事業費 50,000

## 【一般会計・歳出】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
商工費	12,294,804	469,270	12,764,074	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと納税関係経費増 426,400</li> <li>・ EC活用支援事業補助金 2,500</li> <li>・ 新エネルギーシステム等導入補助金増 14,000</li> <li>・ 立地環境調査補助金 1,500</li> <li>・ 地方拠点開設支援事業補助金 5,000</li> <li>・ サテライトオフィス等整備事業補助金 10,000</li> <li>・ 観光地域づくり法人関係経費 700</li> <li>・ 海外観光プロモーション実施経費増 9,170</li> </ul>
土木費	10,363,800	104,555	10,468,355	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空家等実態調査費 20,570</li> <li>・ 湯川団地共同浴場関係経費 27,828</li> <li>・ 函館空港利用促進関係経費増 2,241</li> <li>・ 大川団地(公営住宅移転建替)増(52,720)ほか 58,880</li> <li>・ 港湾事業特別会計繰出金減 ▲ 4,964</li> </ul>
教育費	8,120,447	51,194	8,171,641	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校運営助成費増 41,574</li> <li>・ 私立専修学校運営助成費増 6,462</li> <li>・ 「令和2年度成人祭」代替行事経費 1,100</li> <li>・ 文化芸術活動促進補助金 4,488</li> <li>・ (仮称)総合ミュージアム整備推進費 1,000</li> <li>・ アーバンスポーツ等普及振興事業費 200</li> <li>・ 入学準備給付金減 ▲ 3,630</li> </ul>
諸支出金	6,192,366	1,556,000	7,748,366	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院事業補助金増 6,000</li> <li>・ 財政調整基金積立金増 1,550,000</li> </ul>
職員費	15,597,768	888	15,598,656	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般部局職員費増(湯川団地共同浴場関係経費分) 888</li> </ul>
予備費	500,000	778,175	1,278,175	
その他	12,991,574		12,991,574	
歳出合計	144,606,066	4,232,652	148,838,718	

【一般会計・歳入】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
使用料・手数料	3,147,978	4,086	3,152,064	・市営住宅共同浴場使用料 4,086
国庫支出金	33,675,827	307,388	33,983,215	・児童虐待防止対策等支援事業費補助金増 2,266 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金増 333 ・生活保護費補助金増 1,578 ・空き家対策総合支援事業費補助金増 9,460 ・公営住宅建設費補助金増 26,360 ・感染症等予防事業費負担金増ほか (精算不足額交付分) 267,391
道支出金	9,634,446	59,022	9,693,468	・消費者行政強化事業補助金減 ▲ 338 ・地域子ども・子育て支援事業費補助金増 333 ・新規就農促進補助金増 7,125 ・持続的畑作生産体系確立支援事業費補助金 450 ・子ども・子育て支援給付費負担金増ほか (精算不足額交付分) 51,452
寄付金	1,393,303	801,400	2,194,703	・ふるさと寄付金(ふるさと納税分)増 800,000 ・ふるさと寄付金(企業版ふるさと納税分)増 1,400
繰越金	100,000	3,000,000	3,100,000	・前年度繰越金増 3,000,000
諸収入	10,249,309	4,456	10,253,765	・消費生活相談業務負担金減 ▲ 304 ・コミュニティ事業助成金 2,200 ・企業採用情報掲載等一部負担金増 2,200 ・その他の雑入増 360
市債	8,626,900	56,300	8,683,200	・水産基盤整備事業債増 30,000 ・公営住宅建設事業債増 26,300
その他	77,778,303		77,778,303	
歳入合計	144,606,066	4,232,652	148,838,718	

【一般会計・その他】

(単位:千円)

【継続費・変更】

・大川団地公営住宅建設事業(3号棟62戸)

総額 1,582,150 → 1,634,870

【都市建設部】

年割額 (令和4(2022)年度 173,099  
令和5(2023)年度 1,409,051 → 1,461,771)

【債務負担行為・追加】

・はこだてエリア企業採用情報発信支援業務委託料

期間 令和6(2024)年度 限度額 8,585

【経済部】

【港湾事業特別会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳	
港湾管理費	390,585	18,237	408,822	・ 港湾管理業務所要経費増 6,017 ・ 函館港利用促進関係経費増 12,220	
その他	2,280,415		2,280,415		
歳出合計	2,671,000	18,237	2,689,237		
財源	使用料及び手数料	328,848	8,201	337,049	・ けい船料増 8,201
	繰入金	1,096,000	▲ 4,964	1,091,036	・ 一般会計繰入金減 ▲ 4,964
	繰越金	1	15,000	15,001	・ 前年度繰越金増 15,000
	その他	1,246,151		1,246,151	
歳入合計	2,671,000	18,237	2,689,237		

【介護保険事業特別会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳	
総務費	245,835	1,650	247,485	・ 指導監査関係経費増 1,650	
基金積立金	140,806	457,291	598,097	・ 介護給付費準備基金積立金増 457,291	
諸支出金	10,101	602,363	612,464	・ 補助金等返還金 602,363	
その他	31,904,694		31,904,694		
歳出合計	32,301,436	1,061,304	33,362,740		
財源	国庫支出金	8,253,651	825	8,254,476	・ 介護保険事業費補助金 825
	支払基金交付金	8,449,213	▲ 90,186	8,359,027	・ 介護給付費交付金減 ▲ 90,186
	道支出金	4,519,343	▲ 48,918	4,470,425	・ 介護給付費負担金減 ▲ 48,918
	繰入金	5,501,386	▲ 187,653	5,313,733	・ 一般会計繰入金減 ▲ 187,653
	繰越金	1	1,387,236	1,387,237	・ 前年度繰越金増 1,387,236
	その他	5,577,842		5,577,842	
歳入合計	32,301,436	1,061,304	33,362,740		

## 【交通事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
軌道事業費用	1,571,593		1,571,593	
資本的支出	731,237	37,255	768,492	・ 軌道改良工事費増 37,255
支出合計	2,302,830	37,255	2,340,085	
軌道事業収益	1,341,908	3,386	1,345,294	・ 消費税及び地方消費税還付金増 3,386
資本的収入	548,561	37,200	585,761	・ 企業債増 37,200
収入合計	1,890,469	40,586	1,931,055	

## 【病院事業会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
病院事業費用	23,724,055	78,107	23,802,162	・ 南茅部病院移転新築基本計画策定業務委託経費 6,000 ・ 医療事故に係る示談による和解金 72,107
資本的支出	2,423,477		2,423,477	
支出合計	26,147,532	78,107	26,225,639	
病院事業収益	24,166,856	78,107	24,244,963	・ 他会計補助金増 6,000 ・ 病院賠償責任保険保険金収入 72,107
資本的収入	1,681,023		1,681,023	
収入合計	25,847,879	78,107	25,925,986	諸支出金 6,000(補助金増 6,000)



#### 4 令和5(2023)年度各会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
<b>1 政策的経費補正分</b>	<b>778,299</b>	<b>49,038</b>	<b>729,261</b>
[総務費・一般管理費] 【市民部】 <b>1 インクルージョン推進経費</b> すべての人が多様性を認め合いながらファッションを 自由に楽しむことができるイベントを開催 既決予算額 0 → 400	400		400
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>2 町会活性化推進事業費</b> 町会のデジタル化の促進を図るため、 SNSやWebを活用した情報発信講座を開催 既決予算額 1,085 → 1,880	795		795
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>3 地域安全安心促進交付金</b> 青色回転灯装備車による防犯パトロール実施の維持を図るため、 交付金を増額 既決予算額 290 → 1,160	870		870
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>4 町会会館建設費等補助金</b> 町会合併や複数町会の共同運営により不要となった 会館の解体費用を新たに支援 既決予算額 16,743 → 19,243	2,500		2,500
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>5 町会備品設備整備費補助金</b> デジタル機器を利用しやすい町会館の環境づくりを推進するため、 Wi-Fi設備整備の補助要件を緩和 既決予算額 4,804 → 5,404	600		600
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>6 特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金</b> 高齢者への電話による特殊詐欺被害の防止のため、 対策機器購入費用の一部を助成 既決予算額 0 → 1,000	1,000		1,000
[総務費・男女共同参画推進費] 【市民部】 <b>7 市長と女性の意見交換会開催経費</b> 女性の視点からの意見を市政に反映させるため、 市長と女性の意見交換会を開催 既決予算額 0 → 300	300		300

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[総務費・企画費] 【企画部】 <b>8 新幹線函館駅乗り入れ検討調査費</b> 新幹線の函館駅乗り入れに関する整備費や課題、 乗り入れ効果などの調査を実施 既決予算額 0 → 37,737	37,737		37,737
[総務費・企画費] 【企画部】 <b>9 看護系大学等設置検討調査費</b> 看護師等の確保および市外への若者流出の抑制を図るため、 看護系大学等の設置の検討に向けたアンケート調査等を実施 既決予算額 0 → 300	300		300
[総務費・支所費] 【南茅部支所】 <b>10 南茅部地域世界遺産活用支援事業費</b> 地域おこし協力隊制度を活用し、地域ブランドの開発・PR等を 拡充するほか、定期観光バス運行を目指した実証実験を実施 既決予算額 0 → 5,737	5,737	360 [その他の雑入]	5,377
[民生費・子ども未来総務費] 【子ども未来部】 <b>11 小学校入学祝金給付準備経費</b> 令和6年度から小学校に入学した子どもに対して、 入学祝金を支給するため、システム構築等の準備経費を計上 既決予算額 0 → 8,564	8,564		8,564
[教育費・入学準備給付金] 【子ども未来部】 <b>12 入学準備給付金(小学校入学分)</b> 令和6年度から小学校入学祝金制度を創設することに伴う、 入学準備給付金の減額 既決予算額 3,630 → 0	▲ 3,630		▲ 3,630
[民生費・子育て支援費] 【子ども未来部】 <b>13 ヤングケアラー実態調査費</b> 小学5年生、中学2年生、高校2年生相当の者に対し、 Webによる実態調査を実施 既決予算額 0 → 3,400	3,400	2,266 (国)2/3	1,134
[民生費・子育て支援費] 【子ども未来部】 <b>14 ヤングケアラーシンポジウム開催経費</b> ヤングケアラーに対する理解を深めるため、 福祉関連事業者や教育関係者等を対象としたシンポジウムを開催 既決予算額 0 → 1,000	1,000	666 (国)1/3 (道)1/3	334
[民生費・保育サービス費] 【子ども未来部】 <b>15 保育士等確保対策事業費</b> 保育人材不足の改善を図るため、 令和6年度から新規就労および継続就労奨励金を支給する制度の 事前広報を実施 既決予算額 0 → 1,330	1,330		1,330

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[民生費・保育サービス費] 【子ども未来部】 16 第2子以降保育料無償化準備経費 令和6年度から第2子以降の保育料を完全無償化するため、 既存システムを改修 既決予算額 0 → 886	886		886
[民生費・子ども健全育成費] 【子ども未来部】 17 地域放課後児童健全育成事業費 保護者負担を軽減するため、児童1人あたりの学童保育料軽減額を 月額5,000円から6,000円に引き上げ 既決予算額 1,044,617 → 1,077,857	33,240		33,240
[民生費・介護保険事業費] 【保健福祉部】 18 介護人材地域定着対策事業費 介護人材不足の改善や人材定着を図るため、 令和6年度から新規就労および継続就労奨励金を支給する制度の 事前広報を実施 既決予算額 0 → 2,138	2,138		2,138
[民生費・介護保険事業費] 【保健福祉部】 19 介護人材養成活動支援事業費 介護福祉士養成施設等が行う介護人材養成に資する活動に対し、 活動費の一部を助成 既決予算額 0 → 1,500	1,500		1,500
[衛生費・健康増進費] 【保健福祉部】 20 がん対策推進事業費 (がん検診事業費, がん検診受診促進・普及啓発等関係経費) 若い世代のがん検診受診率向上を図るため、 がん検診無料クーポン券配付事業の対象年齢に 40歳を追加することに伴い、がん検診事業費等を増額 既決予算額 161,306 → 170,495	9,189		9,189
[衛生費・健康増進費] 【保健福祉部】 21 医療用ウィッグ購入助成事業費 がん患者の医療用ウィッグ購入費用を助成 既決予算額 0 → 2,106	2,106		2,106
[衛生費・環境衛生費] 【保健福祉部】 22 公衆浴場経営安定化事業補助金 燃料高騰などの影響により、 経営が逼迫している公衆浴場を支援するため、補助金を増額 既決予算額 1,420 → 9,630	8,210		8,210
[衛生費・環境衛生費] 【保健福祉部】 23 公衆浴場設備整備事業補助金 燃料高騰などの影響により、経営が逼迫していることに加え、 設備の経年劣化による老朽化が著しい公衆浴場の設備整備費を補助 既決予算額 0 → 1,500	1,500		1,500

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[衛生費・環境衛生費] 【保健福祉部】 24 地域猫不妊去勢手術費補助金 地域猫活動団体に対し、不妊去勢手術に要する費用の一部を助成 既決予算額 0 → 1,580	1,580		1,580
[衛生費・環境保全費] 【環境部】 25 地球温暖化防止対策費 家庭における温室効果ガスの排出削減を図るため、 省エネ性能の高い家電（エアコン・冷蔵庫）への 買い換えキャンペーンを実施 既決予算額 4,253 → 7,320	3,067		3,067
[労働費・労働総務費] 【経済部】 26 はこだてエリア企業採用情報発信支援事業費 市内中小企業の採用情報に加え、 新たにインターンシップ受入情報を掲載し、企業の採用活動を支援 既決予算額 8,583 → 11,948	3,365	2,200 <small>（企業採用            情報掲載等            一部負担金）</small>	1,165
[債務負担行為・追加] ・期間：令和6(2024)年度 ・限度額：8,585千円			
[労働費・労働総務費] 【経済部】 27 奨学金返還支援事業費 若者人材の確保・定着を図るため、 令和6年度から奨学金返還を支援する制度の事前広報等を実施 既決予算額 0 → 2,884	2,884		2,884
[農林水産費・農業振興費] 【農林水産部】 28 農業法人参入支援事業費 農業法人の参入を促進するため、土壌改良等を行う参入法人を支援 既決予算額 0 → 3,742	3,742		3,742
[農林水産費・水産振興費] 【農林水産部】 29 ウニ蓄養試験調査事業費 ウニの品質向上を図るため、生育不良のウニの蓄養試験を実施 既決予算額 0 → 9,363	9,363		9,363
[農林水産費・水産振興費] 【農林水産部】 30 天然コンブ資源回復緊急対策事業費 天然コンブ資源の回復を図るため、投石や岩盤清掃、 ウニ密度管理などの漁場整備を実施 既決予算額 0 → 50,000	50,000	30,000 <small>（市債）</small>	20,000

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 31 ふるさと納税関係経費 寄附金の増加を図るため、各種プロモーションの強化を実施するほか 寄附金増加に伴う所要経費を増額 既決予算額 639,600 → 1,066,000	426,400		426,400
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 32 EC活用支援事業補助金 市内食品関連事業者のEC（電子商取引）導入費用等の一部を助成 既決予算額 0 → 2,500	2,500		2,500
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 33 新エネルギーシステム等導入補助金 太陽光パネルと定置用リチウムイオン蓄電池の 補助件数の増加に伴う補助金の増額 既決予算額 10,000 → 24,000	14,000		14,000
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 34 立地環境調査補助金 拠点開設を検討する市外企業に対して、現地視察に要する経費を助成 既決予算額 0 → 1,500	1,500		1,500
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 35 地方拠点開設支援事業補助金 拠点を開設した市外企業に対して、 拠点開設に要する改修費等の一部を補助 既決予算額 0 → 5,000	5,000		5,000
[商工費・商工業振興費] 【経済部】 36 サテライトオフィス等整備事業補助金 民間事業者によるサテライトオフィス開設に係る整備費用に対する補助 既決予算額 0 → 10,000	10,000		10,000
[商工費・観光費] 【観光部】 37 観光地域づくり法人関係経費 観光地域づくり法人（DMO）の設立に向けて、先行事例の調査を実施 既決予算額 0 → 700	700		700
[商工費・観光費ほか] 【観光部・港湾空港部・議会事務局】 38 海外観光プロモーション実施経費・函館空港利用促進関係経費・議会運営費 アジアの航空会社や旅行会社へのプロモーションのほか、 欧米市場に対する観光プロモーションの強化に向け動向調査を実施 既決予算額 50,210 → 64,626	14,416		14,416

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[土木費・建築行政費] 【都市建設部】 39 空家等実態調査費 空家等対策の強化を図るため、 産業道路南側区域(西部・中央部地区を除く)の実態調査を実施 既決予算額 0 → 20,570	20,570	9,460 (国)1/2	11,110
[土木費・住宅管理費ほか] 【都市建設部】 40 湯川団地共同浴場関係経費 (市営住宅共同浴場設置事業費, 共同浴場運営経費ほか) 湯川団地に隣接する廃業予定の公衆浴場を市が取得し、 団地入居者をはじめ市民の入浴環境を確保 既決予算額 0 → 28,716	28,716	4,086 (使用料)	24,630
[教育費・私立学校振興費] 【子ども未来部】 41 私立学校運営助成費 生徒1人あたりの助成額を30,000円から42,000円に引き上げ 既決予算額 126,090 → 167,664	41,574		41,574
[教育費・私立学校振興費] 【保健福祉部・子ども未来部】 42 私立専修学校運営助成費 生徒1人あたりの助成額を30,000円から42,000円に引き上げ 既決予算額 23,611 → 30,073	6,462		6,462
[教育費・社会教育総務費] 【教育委員会】 43 「令和2年度成人祭」代替行事経費 新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった 令和2年度成人祭の参加対象者のために式典を開催 既決予算額 0 → 1,100	1,100		1,100
[教育費・社会教育総務費] 【教育委員会】 44 文化芸術活動促進補助金 文化芸術活動団体の自主的かつ活発な活動への支援 既決予算額 0 → 4,488	4,488		4,488
[教育費・博物館費] 【教育委員会】 45 (仮称)総合ミュージアム整備推進費 「(仮称)総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方 (たたき台)」の成案化に向け、各分野の団体との検討会を実施 既決予算額 0 → 1,000	1,000		1,000
[教育費・保健体育総務費] 【教育委員会】 46 アーバンスポーツ等普及振興事業費 アーバンスポーツ等の普及振興策についての意見を収集するため、 競技ごとに懇談会を実施 既決予算額 0 → 200	200		200

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[諸支出金・病院事業費] 【財務部】 <b>47 病院事業補助金</b> 南茅部病院移転新築に係る基本計画策定業務委託に伴う増額 既決予算額 362,863 → 368,863	6,000		6,000
<b>2 その他補正分</b>	<b>3,755,719</b>	<b>1,144,312</b>	<b>2,611,407</b>
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>48 消費生活センター移転関係経費</b> 令和5年8月31日のテーオーデパートの閉店に伴う 亀田支所1階への移転経費 既決予算額 0 → 4,805	4,805		4,805
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>49 消費生活センター管理委託料・消費者行政推進費</b> 亀田支所への移転に伴う 開所日数等変更による指定管理委託料等の減額 既決予算額 18,408 → 16,812	▲ 1,596	▲ 642 (道)10/10 〔消費生活相談 業務負担金〕	▲ 954
[総務費・市民生活推進費] 【市民部】 <b>50 レクリエーション等設備整備費補助金</b> 第二船見町会が行う設備整備事業の コミュニティ助成事業採択による補助金交付 既決予算額 0 → 2,200	2,200	2,200 〔コミュニティ 事業助成金〕	
[民生費・社会福祉総務費ほか] 【保健福祉部・子ども未来部】 <b>51 補助金等返還金</b> 令和3年度および令和4年度概算交付額超過分 既決予算額 814 → 1,227,092	1,226,278		1,226,278
[民生費・子ども健全育成費] 【子ども未来部】 <b>52 児童館等管理運営所要経費(その他諸経費)</b> 令和5年度に採納した寄付金を活用し、児童館の図書を整備 既決予算額 53,964 → 55,416	1,452	1,400 (寄付金)	52
[民生費・生活保護総務費] 【保健福祉部】 <b>53 生活保護適正化対策事業費</b> 令和5年10月の生活保護基準改定等に伴うシステム改修 既決予算額 41,530 → 45,842	4,312	1,578 (国)1/2	2,734

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[衛生費・塵芥処理費] 【環境部】 54 日乃出清掃工場管理運営業務委託料 契約書に基づく物価変動割合が基準値を超えることに伴う、 令和5年度分委託料の増額 既決予算額 492,590 → 507,479	14,889		14,889
[農林水産費・農業振興費] 【農林水産部】 55 新規就農促進補助金 就農計画の認定を受けた新規就農者への補助金の増額 既決予算額 9,000 → 16,125	7,125	7,125 (道)10/10	
[農林水産費・農業振興費] 【農林水産部】 56 持続的畑作生産体系確立支援事業費補助金 需要に応じた生産体系の構築に向けた 作物の転換に係る経費へ補助金交付 既決予算額 0 → 450	450	450 (道)10/10	
[土木費・住宅管理費] 【都市建設部】 57 市営住宅エレベーター改修事業費 湯浜団地1号棟エレベーターの 屋上水槽からの漏水に伴う部品交換工事 既決予算額 0 → 6,160	6,160		6,160
[土木費・住宅建設費] 【都市建設部】 58 大川団地(公営住宅移転建替)※継続費変更 国および北海道の労務単価改定による インフレスライド条項適用に伴う3号棟建設工事費の増額 既決予算額 1,706,244 → 1,758,964	52,720	52,660 (国)1/2 (市債)	60
[港湾事業特別会計] 【港湾空港部】 59 港湾管理業務所要経費・函館港利用促進関係経費 旅客船入港数の増加(33隻→47隻)に伴う受入関係経費の増額 既決予算額 39,551 → 57,788	18,237	18,237 (使用料) (一般会計繰入金)	
[土木費・港湾事業特別会計繰入金] 【財務部】 60 港湾事業特別会計繰入金 令和4年度決算見込みに伴う繰入金の精算および 旅客船入港数増加に伴う受入関係経費分 既決予算額 1,096,000 → 1,091,036	▲ 4,964		▲ 4,964
[介護保険事業特別会計] 【保健福祉部】 61 指導監査関係経費 国の電子申請届出システムとの連携に伴う、 介護保険指定事業者等管理システムの改修 既決予算額 1,017 → 2,667	1,650	1,650 (国)1/2 (一般会計繰入金)	



(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[介護保険事業特別会計] 【財務部・保健福祉部】 62 介護給付費準備基金積立金・補助金等返還金 令和4年度保険料剰余分および概算交付額超過分 既決予算額 140,806 → 1,200,460	1,059,654	1,059,654 (繰越金ほか)	
[民生費・介護保険事業特別会計繰出金] 【財務部】 63 介護保険事業特別会計繰出金 令和4年度決算見込みに伴う繰越金の精算および 介護保険指定事業者等管理システム改修費分 既決予算額 5,252,000 → 5,064,347	▲ 187,653		▲ 187,653
[諸支出金・財政調整基金積立金] 【財務部】 64 財政調整基金積立金 地方財政法に基づく前年度決算剰余見込額の1/2の積立 既決予算額 7,743 → 1,557,743	1,550,000		1,550,000
<b>3 予備費</b>	<b>778,175</b>		<b>778,175</b>
[予備費] 【財務部】 65 予備費(500,000 → 1,278,175)	778,175		778,175
<b>合 計</b>	<b>5,312,193</b>	<b>1,193,350</b>	<b>4,118,843</b>
【歳入(一般財源)】 【経済部】 66 ふるさと寄付金(ふるさと納税分) 既決予算額 1,200,000 → 2,000,000		800,000	▲ 800,000
【歳入(一般財源)】 【保健福祉部・子ども未来部】 67 令和4年度国道支出金精算不足額交付分		318,843	▲ 318,843
【歳入(一般財源)】 【財務部】 68 前年度繰越金(100,000 → 3,100,000)		3,000,000	▲ 3,000,000

## 5 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

### 1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に関する規定等を整備し、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の特例措置に係る減額割合を定め、および軽自動車税の納付不足額が国土交通大臣の認定等の申請をした者の不正行為により生じた場合に当該申請をした者が負担する納税義務に係る加算割合を引き上げ、ならびに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法を定めるため。

### 2 改正内容

(1) 個人市民税（第26条の7、第27条の3の2、第28条の2、第30条の2、第30条の9、第30条の9の2、第30条の9の6）

ア 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合に、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとする。

イ 森林環境税の導入に伴う規定の整備

森林環境税の賦課徴収は、個人市民税の賦課徴収の例により、個人市民税および個人道民税の賦課徴収と併せて行うこととする。

(2) 固定資産税（附則第8条の3）

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の特例措置について、減額の割合を3分の1とする。

(3) 軽自動車税（附則第14条の2の2、附則第14条の3）

種別割および環境性能割の賦課徴収の特例の見直し

自動車メーカーの不正行為に起因し軽自動車税の納付不足額が発生した場合の当該メーカーが納付すべき額は、納付不足額に35%（現行：10%）加算した金額とする。

### 3 施行期日

(1) 第30条の2第1項（「受けている者（）」の後ろに「支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。」を加える部分に限る）および附則第8条の3の改正規定  
公布の日

(2) 第26条の7, 第28条の2, 第30条の2 (第1項中「受けている者」の後ろに「支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより, 特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。」を加える部分を除く), 第30条の9, 第30条の9の2, 第30条の9の6, 附則第14条の2の2 および附則第14条の3の改正規定  
令和6年1月1日

(3) 第27条の3の2の改正規定  
令和7年1月1日

## 函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の7 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または当該納税義務者の<u>同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税もしくは市民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第27条の3の2 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項または法第317条の3の2第1項の給与支払者からそ</u></p>	<p>(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の7 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、または<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、もしくは納入する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第27条の3の2 (略)</p> <p><u>2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、地方税法施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p><u>3 第1項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項または法第317条の3の2第1項の給与支払者か</u></p>

の異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他地方税法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第33条の8第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

#### （個人の市民税の徴収方法）

第28条の2 個人の市民税の徴収については、第30条の2、第30条の9の2第1項、第30条の9の5または第33条の4の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合においては当該個人の道民税をあわせて賦課し、及び徴収する。

（新設）

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）  
第30条の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（以下本条例において

らその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他地方税法施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項および前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第33条の8第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

#### （個人の市民税の徴収方法等）

第28条の2 個人の市民税の徴収については、第30条の2、第30条の9の2第1項、第30条の9の5または第33条の4の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 個人の市民税を賦課し、および徴収する場合には、当該個人の道民税を併せて賦課し、および徴収する。

3 個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合には、森林環境税を併せて賦課し、および徴収する。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）  
第30条の2 納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（支給期間が1月を超

「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第27条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部または一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部または一部を普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部または一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 (略)

5 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合およびその事由がその年の

える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条および次条第3項において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。)の合算額は、特別徴収の方法により徴収する。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額および均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収することができる。ただし、第27条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部または一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部または一部を普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部または一部を普通徴収の方法により徴収する。

4 (略)

5 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合およびその事由がその年の

の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与または退職手当等の全部または一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与または退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第30条の9 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の規定によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は法第17条の2の規定の例によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第30条の9の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお

翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与または退職手当等の全部または一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与または退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第30条の9 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、または納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第30条の9の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお

いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第30条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および第30条の9の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第29条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第30条の9の6 法第321条の7の7第1項または第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第29条第1項の納期がある

いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第30条の9の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第30条の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条および第30条の9の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第29条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第30条の9の6 法第321条の7の7第1項または第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第29条第1項の納期がある場合



場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

#### 附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の3 （略）

2～21 （略）

（新設）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2の2 （略）

2 （略）

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第14条の3 （略）

2・3 （略）

- 4 前項の規定の適用がある場合における納

にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額または年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納または誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、または納入することを委託したものとみなす。

#### 附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の3 （略）

2～21 （略）

- 22 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2の2 （略）

2 （略）

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第14条の3 （略）

2・3 （略）

- 4 前項の規定の適用がある場合における納

付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。